

会議名	(仮称) 矢板市まちづくり基本条例策定委員会第6回会議
日時	平成22年3月16日(火)午後6時30分～9時00分
場所	市役所 3階 第一委員会室
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、和田副主幹、杉山主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり

1 開会(政策班 赤羽主幹)

開会及び資料の確認

2 あいさつ(会長)

それでは一言ご挨拶をいたします。季節もだいぶ春めいて、暖かくなって参りました。

皆さんには、年度末大変忙しい中、お集まりいただき有り難うございます。

さて、最近の新聞を見ますと、県内の各自治体の2010年度の予算編成の様子が伝えられています。見出しを見ますと、事業の集中・選択、乾いた雑巾を絞るなどの文字が目飛び込んで参ります。各自治体とも厳しい財政状況の中で予算編成が行われた様子が窺えます。

事業の集中・選択という言葉のなかには、徹底的にムダを省いて、効果的、効率的な行財政運営をやっていかなければならないという思いが込められていると思います。

また、その一方中央では、地域主権、或いは地方分権と言われております。地方自治への関心は、日増しに高まっている状況もあると思います。まちづくり基本条例の存在意義もこのようなところからきているのではないかと思います。

新聞によりますと、真岡市、足利市などでも、このような条例の検討がなされていると報道されています。おそらく、矢板市の条例が出来るときには、県内のかなり多くの自治体で制定されているのではないかと考えております。

さて、この策定委員会も序盤から中盤へと差し掛かってまいりました。

今話がありましたように、前回、前々回に検討をいただいた各条項の項目について、資料を基にしながら、今日は全体で意見を出しながら項目を確定していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

3 まちづくり基本条例骨格の検討4

(1) 矢板市の条例に盛り込みたい項目についての検討

・まちづくり基本条例に盛り込みたい項目の整理検討

前回の3グループで行った条例に盛り込みたい項目について、事前送付資料に基づき、全委員で議論をして中項目の確定作業を行った。

前文

前文については、盛り込むこととする。

総則

主な意見等

- ・「理念」は「基本理念」のほうがよい。



- ・「基本理念」は盛り込むこととする。
- ・「住民自治の実現」は、次の「まちづくり基本原則」の中がよいと思われる。
- ・「最高規範性」について、最初のところ、最後のところ、どちらもあるが、最初に自治基本条例を作ったと言われるニセコ町で最初に持ってきているので、ニセコ町と同じ精神で最初がいいと思う。



盛り込む内容（決定）

目的、用語の定義、基本理念、最高規範性

まちづくり基本原則

主な意見等

- ・「住民自治の原則」「市民参加の原則」「情報共有の原則」は、まちづくりの基本原則であると思う。
- ・C班の「地域（コミュニティ）」は「市政運営」に入るのではないか。
- ・「危機管理」はどうか。
- ・「危機管理」については、「役割と責務」のなかにはいると思う。
- ・「危機管理」については、入れるのであれば「市政運営」のなかには入ると思う。
- ・「危機管理」については「市政運営」のなかで協議する。
- ・言葉の表現の問題であるが、住民、市民という表現が使われているが、この辺は統一しないのか。
- ・表現については、今後改めて検討する。

盛り込む内容（決定）

住民自治の原則、市民参加の原則、情報共有の原則

役割と責務

【市民】

主な意見

- ・C班で「義務」という表現をしているが、これだと重荷になると思うので「責務」の表現がいいと思います。
- ・「市民の権利」と「市民の役割と責務」がいいのではないか。
- ・市民だけでなく「事業者の権利と責務」も盛り込まれるべきだろうと思います。
- ・事業者は、地域コミュニティ再生支援事業の計画のなかにも、地域社会の一員であるということで、地域づくり、まちづくりに、事業者も社会的責任を果たすべきではないかということで、この事業者を外してはいけないということで、事業者という項目が入っている。
- ・事業者は、市民という定義のなかに入れてもいいのではないか。

盛り込む内容（決定）

市民の権利、市民の役割と責務、事業者の権利と責務

【議会の役割と責務】

主な意見等

- ・まちづくり基本条例のなかに議会の役割をいれることはどうなのか。
- ・議会は、住民の声を反映し、信任される。だから、議会は、住民の意向を汲んでいなければ意味がないので、まちづくりに重要な役割を果たす。
- ・「議会の役割と責務」について、まちづくりの観点から住民の声を反映するという点で大変重要であると思う。
- ・「議会の公開と市民参加」は必要である。「議会基本条例制定」は議会の裁量権の問題がある。しかし、「議会の公開と市民参加」がなかったら、議会は密室になってしまうので、せめてこの辺は入れて欲しい。
- ・「議会の公開と市民参加」は必要であると思う。
- ・「議会基本条例の制定」については、議会で話し合っただけで、まちづくり基本条例の中に入れる必要はないのではないか。「議会の役割と責務」「議員の役割と責務」「議会の公開と市民参加」で議会のことは十分であると思う。
- ・議会もまちづくりをしないといけないわけだから、出来る出来ないは分からないが、作って欲しいと言うことだけは書けるのではないか。
- ・「議会基本条例の制定」をいれる必要はないと思う。ここにある他市の条文をみると、議会は自らの基本とする条例を制定するとあり、議会の自主性と理解したので、まちづくり基本条例のなかで制約する、或いは規定するものではないと思う。
- ・「議会基本条例の制定」については、取りあえずいれておいて、今後も検討することとする。



盛り込む内容（決定）

議会の役割と責務、議員の役割と責務、議会の公開と市民参加、議会基本条例の制定

【市長・職員】或いは【執行機関】

主な意見等

- ・この項目は、最初は「市長・職員」としたが、あらゆる行政機関が入ってくるという意味で「執行機関」という名称に変更したいがどうか。
- ・「執行機関」とすると職員は抜けてしまうのではないか。
- ・「市長・職員」であると、頭のなかでは市長さんと市役所で働いている人達を想像出来るが、「執行機関」となると職員は浮かんでこない。
- ・「意見・要望・苦情等への応答義務」は行政手続でやるのではないか。次の「市政運営」に入るのではないかと思う。
- ・「意見・要望・苦情等への応答義務」は「次の「市政運営」のなかに盛り込むこととする。
- ・「職員の研修体制等」については、「職員の責務」の中にはいるのではないかと思いますので、「職員の責務」に含めてはどうか。

- ・これは、条項を立てるのではなく、「職員の責務」の中に含まれるということ、条項を立てる（見出し）ことはしないこととする。
- ・大項目は「執行機関」のみ書くのか、それとも「市長と職員」も並列で書くのか。もし、「執行機関の役割と責務」を書いて、さらに「市長の責務」も書くのであれば、執行機関には市長も入るのであるのだから、ダブルではないか。
- ・他市の事例では、「執行機関」と「市長」の両方がでてきている。
- ・執行機関には市長、消防長などが含まれるということなのであれば、行政委員会には教育委員会とかが入るので、行政委員会という名称にしてはどうか。
- ・「市の責務」がいいのではないかと思う。「執行機関」というと分かりにくいのではないかと思う。「市の責務」の方が分かり易いと思う。定義のなかでやればよいと思う。
- ・「執行機関」という名称は、改めて後で検討することとします。項目としては、盛り込むこととする。

盛り込む内容（決定）

執行機関の役割、執行機関の責務、市長の責務、職員の責務

市政運営

主な意見等

- ・「意見・要望・苦情等への応答義務」はここに盛り込むこととする。
- ・「危機管理」についてもここに盛り込むこととする。
- ・「説明責任」についてもここに盛り込むこととする。
- ・C班の「情報公開」は、次の「情報公開と共有」に持っていくこととする。
- ・C班の「個人情報の保護」についても、次の「情報公開と共有」に移行することとする。
- ・「公平・公正透明性」については「行政手続」のなかにてでくるのではないか。
- ・「意見・要望・苦情等への応答義務」については、「説明責任」の中に盛り込まれている場合もある。
- ・「公平・公正透明性」については「説明責任」のなかにはいるのであれば、この項目を削除しても問題はないと思う。
- ・「公平・公正透明性」は見出しとしては削除することとする。
- ・「財政運営」と「財政運営と管理」は「財政運営」でよい。
- ・「パブリックコメント」については、あった方がよい。
- ・一般からの声が聞けるので「パブリックコメント」は必要であると思う。
- ・パブリックコメントは今でもやっているの、是非入れて欲しい。他の条例を見ても入っているのが多い。
- ・「パブリックコメント」は盛り込むこととする。
- ・「地域社会との交流」については、意味が分からない。
- ・「市民参加」があるのでそこに含めてはどうか。
- ・何を言わんとしているか、ハッキリしていない。取りあえず、ここからは外すこととする。
- ・「組織」については、大平町と二セコ町に条文があります。

- ・これは組織の在り方を検討して効率的にやるという条文である。スリム化ということで入れておくべきだと思う。それと「行政評価」もここにに入れて欲しい。
- ・新見市も入っている。登別市、大和市、矢祭町などでもある。
- ・「組織」は盛り込むこととする。
- ・地域コミュニティの推進事業については、市民力と繋がるので是非入れて欲しい。市からの支援もいただきたいところであり、「コミュニティの構築」は入れて欲しい。
- ・自治基本条例としてみると、コミュニティをどう扱うか、議論の分かれるところであるが、まちづくりを考えると必要であると思う。
- ・「コミュニティの構築」は、盛り込むこととする。
- ・後で削除出来るなら、「子育て支援の充実」を矢板市の特徴にもなると思います。
- ・「子育て支援の充実」は、取りあえず盛り込むこととする。
- ・「行政運営の原則」は必要である。

盛り込む内容（決定）

行政運営の原則、説明責任、意見・要望・苦情等への応答義務（行政手続、説明責任）、危機管理、財政運営、パブリックコメント、組織、コミュニティの構築、子育て支援の充実

情報公開と共有

主な意見等

- ・「情報の公開・提供」「情報の共有」は、盛り込むこととする。
- ・「個人情報の保護」についても盛り込むこととする。
- ・「会議の公開と記録化」について、往々にして、いろいろ会議をしていて記録がない場合がある。記録がないと何も分からない。裏で何をしても分からない。そういう意味で基本条例の中に入れる必要がある。
- ・「会議の公開」は、「情報の公開」の中に入らないのか。
- ・「情報公開」は請求されてから公開するのが情報公開条例の基本である。「情報の公開」と「会議の公開」は別々である。
- ・「会議の公開と記録化」は盛り込むこととする。
- ・「HPの充実」は「情報の公開・提供」に含めてはどうか。
- ・「情報の公開と収集」がないと、一方通行となってしまうのではないか。
- ・「情報の公開と収集」ですが、この辺の表現の仕方を検討していく余地があるが、HPは「情報の公開・提供」に含めることとする。

盛り込む内容（決定）

情報の公開・提供、情報の共有、個人情報の保護、会議の公開と記録化

この後については次回に協議をするということで、会議は終了。

4 その他

次回の日程について

- ・第7回 日時：4月20日（火）午後6時30分から

場所：第1委員会室

内容 6回目で残った中項目の整理及び大項目について全体で協議をして最終的な骨格案を作成予定

5 閉会 21:00